

栄養学雑誌編集委員会の運営に関する申し合わせ

1. 栄養学雑誌編集委員会に関する細則第2条6に基づき、栄養学雑誌編集委員会の運営に関し次の事項を申し合わせる。
2. 編集委員は、栄養学雑誌編集委員会に関する細則第2条5により選出されるが、選出にあたっては次の点に留意する。
 - (1) 編集委員は15名程度とする。
 - (2) 編集委員長は原則として評議員の中から、その専門分野と地域性を考慮して編集委員候補者を推薦する。
3. 編集委員の任期は、栄養学雑誌編集委員会に関する細則第3条2の定めによるが、編集委員の約2分の1が任期毎に交代することを原則とする。
4. 編集委員会に編集事務局を置く。その構成は編集委員長、編集庶務担当、編集事務担当者とする。
 - (1) 編集委員長は編集委員のうち1名を編集庶務担当として指名できる。
 - (2) 編集庶務担当は編集委員長を補佐して編集事務局業務の円滑な運営に協力する。
 - (3) 編集事務担当者に対し、本学会の総会で承認された予算による報酬を支給することができる。
5. 査読者に対し、担当論文1件につき1千円の図書カードを進呈する。毎年第1号に査読者氏名を掲載する。
6. 依頼原稿に対し、次の謝礼金（本人支給額）を支払う。
 - (1) 総説・論壇 会員：20,000円 一般：30,000円
7. 本申し合わせの改定は、栄養学雑誌編集委員会の議を経て、理事会の議決による。

付則

- 1 本申し合わせは、平成21年2月14日の栄養学雑誌編集委員会の議、ならびに平成21年5月23日の理事会の議を経て、平成21年5月23日から施行する。
- 2 本申し合わせの改定は、平成24年6月10日の栄養学雑誌編集委員会の議、ならびに平成24年8月25日の理事会の議を経て、平成24年8月25日から施行する。
- 3 本申し合わせの改定は、平成28年6月11日の栄養学雑誌編集委員会の議、ならびに平成28年8月20日の理事会の議を経て、NP0第14期（平成28年8月1日）から施行する。
- 4 本申し合わせの改定は、平成29年2月4日の栄養学雑誌編集委員会の議、ならびに平成29年5月14日の理事会の議を経て、平成29年5月14日から施行する。